

SL23003 書式ベーシック 商業登記法下 第15版

ページ	該当箇所	誤	正	更新年月
98	(3)吸収分割会社の手続に関する次に掲げる書面 3段落目	債権者保護手続関係書面としては、会社法789条2項・3項の規定による①「公告をしたことを証する書面」として、公告を掲載した官報及び日本経済新聞を添付し(85条3号)、②知れている債権者に対する各別の催告を証する書面(85条3号)として、(以下略)	債権者保護手続関係書面としては、会社法789条2項・3項の規定による①「公告をしたことを証する書面」として、公告を掲載した官報及び日本経済新聞を添付し(85条8号)、②知れている債権者に対する各別の催告を証する書面(85条8号)として、(以下略)	24/4
235	第2号議案 事業年度の変更の件 新旧対照表中の新欄	附則 第〇条の規定にかかわらず、令和6年1月1日から始まる事業年度は、令和6年3月31日までの1年3か月とする。	附則 第〇条の規定にかかわらず、令和6年1月1日から始まる事業年度は、令和7年3月31日までの1年3か月とする。	23/12
251	前提の知識の解説の後 本文 8行目	「令和6年1月1日から始まる事業年度は、令和6年3月31日までの(以下略)	「令和6年1月1日から始まる事業年度は、令和7年3月31日までの(以下略)	23/12